

パブリックコメントの流れ

(1 から 6 の項目が基本的な流れとなります)

1 計画等の案件事前予告

- ・作成予定の計画等の概要や意見募集予定期間などについて事前の予告です。(省略の場合があります)

2 計画等の案の公表

- ・公表するもの計画等の案及び関係資料(計画等の作成の趣旨、目的、背景等)
- ・公表方法村ホームページへの掲載や担当課等での閲覧、報道機関への発表など

3 村民の皆様からの意見募集

- ・ご意見は募集期間、提出先、提出にあたっての内容をご確認の上、郵便、ファクシミリ、電子メールでお寄せください。

4 策定された計画等の公表

- ・いただいたご意見を計画等に反映できるか充分検討します。
- ・提出いただいたご意見の概要とこれに対する村の考え方を村ホームページで公表します。

5 意見の検討

6 策定された計画等の公表

注：対象にする案件は次のものです。

- (1)村のそれぞれの分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画
- (2)村政に関する基本方針を定めることを内容とする条例広く村民の公共の用に供される大規模施設等の建設に係る事業計画
- (3)前各号に掲げるもののほか、本手続が必要であると大鹿村が認めるもの